

仕 様 書

1. 業務委託の名称

次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務委託

2. 受託にあたっての注意事項

以下の項目を熟慮の上、業務履行にあたること。

- (1) 本業務委託は、市民が自動運転技術への受容性を高める機会とすることを目的として藤枝市内で株式会社まちづくり藤枝が開催する「て～しゃばストリート・バスストリート」の会場内（藤枝市駅前三丁目地内）における自動運転対応車両の展示・試乗会の運営及び管理に関する業務並びに自動運転技術の活用に向けた交通施策推進に関する業務であり、受託者は、信義、誠実をもって業務を履行すること。
- (2) 開催にあたっては、来場者の安全を最優先した運行管理を行うこと。
- (3) 開催場所には、多くの来場者がいるため、十分な配慮により安全、適正な運営を行うこと。
- (4) 障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取り扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。
- (5) 業務上知り得た個人情報の取扱いについては、別紙、個人情報取扱特記仕様書に基づくこと。

3. 業務委託の内容

以下の各号により次世代モビリティの活用に向けた市民意識醸成業務を行う。

(1) 次世代モビリティ試乗会の開催に関する業務

ア 展示・試乗用車両の提供

業務に使用する次の要件を備えた車両を提供する。

- (ア) 提供台数 1 台
- (イ) 乗車定員 8 人以上（運転席と補助席を含む。）
- (ウ) 提供期間 令和 8 年 10 月 31 日（土）から令和 8 年 11 月 1 日（日）まで
- (エ) 提供場所 て～しゃばストリート・バスストリート」の会場内（駅前三丁目地内）、藤枝地区交流センター（五十海三丁目）

イ アにおける提供車両の任意賠償保険への加入

次の要件を備えるものとする。

- (ア) 対人賠償 無制限
- (イ) 対物賠償 無制限
- (ウ) 人身傷害
- (エ) 搭乗者傷害特約
- (オ) 車両保険 一般条件

ウ 試乗会開催時における職員の配置及び運営業務

- (ア) 配置人数 2 名以上
- (イ) 運営業務 来場者案内、車両の説明

エ 試乗アンケートの設計、集計、分析

オ 試乗会の運営に要する関連物品の調整

カ 開催内容に関する提案・助言

自動運転技術の知見に基づき、試乗運行のコースやダイヤ設計などの提案・助言をする。

キ アからカの内容を踏まえた実施計画書の作成

(2) 自動運転技術に係る交通施策推進に関する業務

ア 自動運転技術に係る交通施策推進に関する提案・助言

自動運転技術の知見に基づき、試乗会を通じた自動運転技術の市民意識醸成及び本市の自動運転技術に係る交通施策推進に資する提案・助言を行う。

4. 業務委託の条件

(1) 安全、適正な運営管理

自動運転対応車両に関する知見のもと、安全かつ適正な実施計画の作成及び運営管理をすること。

(2) 事故の場合の処理

事故防止のため十分な注意を払うとともに、緊急事態対応ができる体制をとる。

(3) 賠償責任の範囲

市または第三者に対し、業務の履行にあたって故意または過失により損害を与えたときは、次の範囲でその賠償責任を負うこと。ただし、市の責に帰する場合を除く。

ア 業務遂行にあたり、市からの貸与物品等に加えた損害部分

イ 業務遂行にあたり、発生した対人・対物等に対する損害に対し、定められた各保険の給付金で賠償できない部分

(4) 燃料単価の変動

燃料単価の変動による契約金額の変更は行わないものとする。

5. 実施の報告

事業が終了した月の翌月10日までに事業実施報告書を提出しなければならない。

6. 疑義等の決定

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、必要に応じて双方協議して決定するものとする。